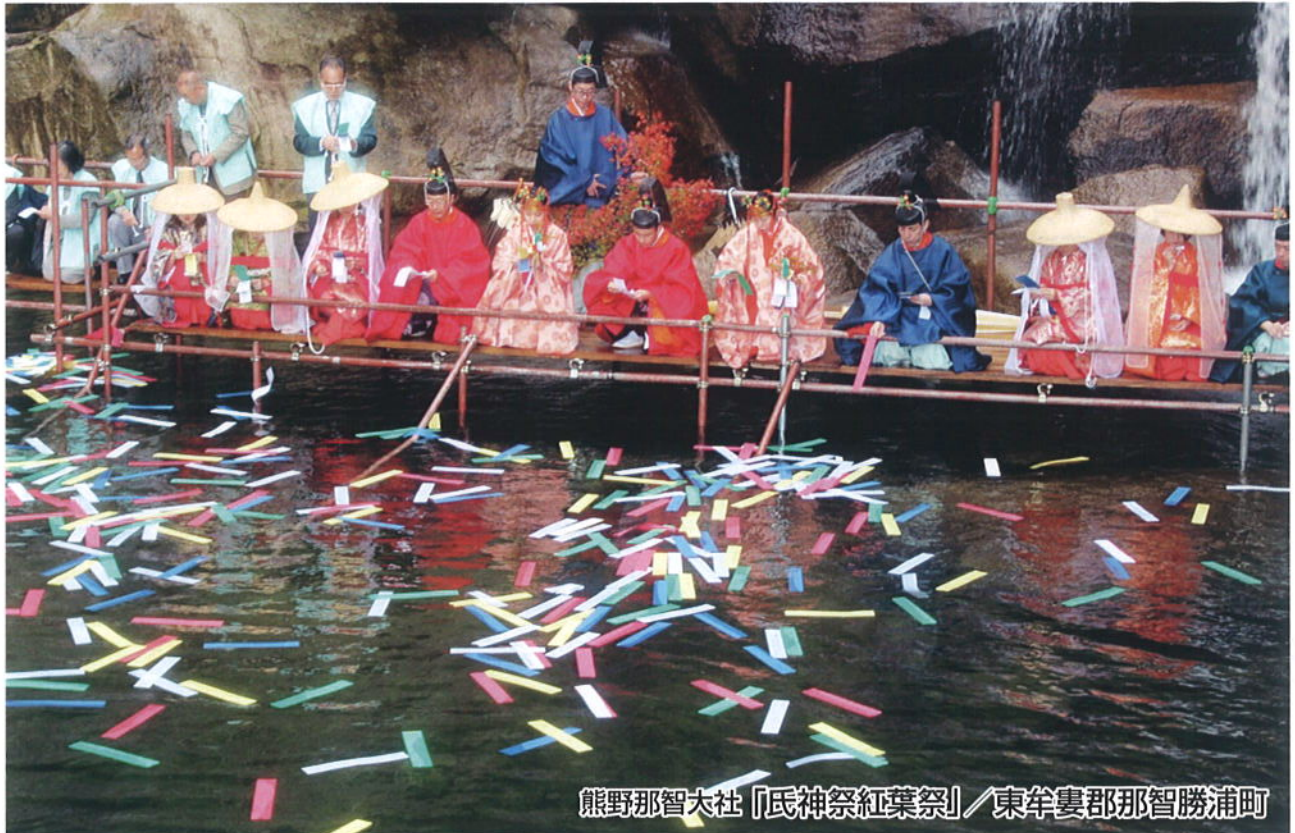


紀の体

 和歌山市管工事業協同組合



熊野那智大社「氏神祭紅葉祭」／東牟婁郡那智勝浦町

URL <https://w-kankoji.com/>
E-mail: wakayama@w-kankoji.com



「氏神祭紅葉祭」

世界遺産の熊野那智大社では、毎年自然の恵みに感謝する氏神祭紅葉祭を開催しています。

平安時代の986年、花山法皇が那智山で千日行をした際、紅葉の美しさを和歌に詠み、その短冊を小枝に結んで滝に流したという故事にちなんだ神事。大社と別宮・飛瀧神社で営み、那智山で採取したモミジの枝を神前にささげたり、ご神体の那智の滝の前で、巫女2人がモミジの枝を手に、笛や太鼓の音色に合わせて、優雅な神楽を奉納します。

－ 目次 －

インボイス制度 (適格請求書等保存方式) Q&A	1
役員会報告	4
青年部の動き	6
雑学の泉	7

特集

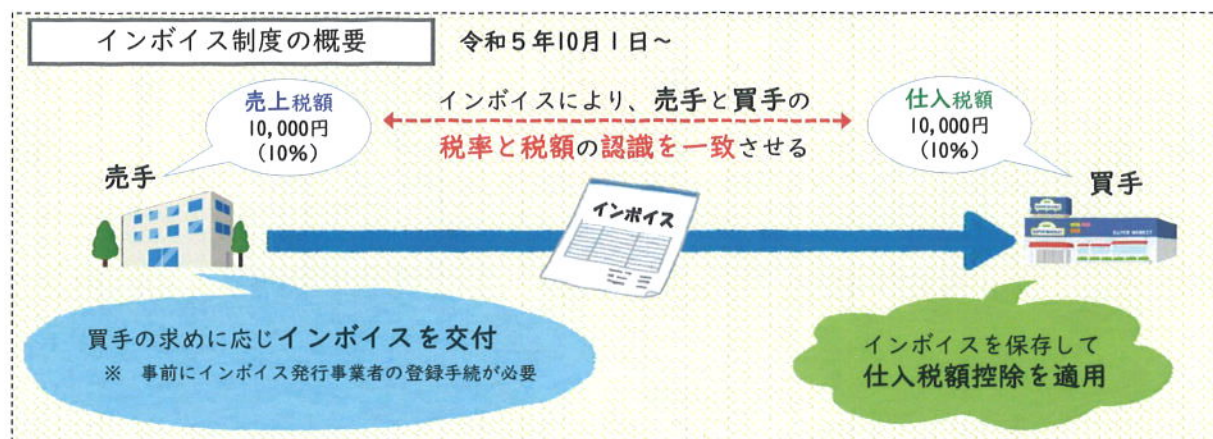
インボイス制度 (適格請求書等保存方式) Q&A

税理士法人 タックス関西 和歌山事務所
代表社員税理士

淡 路 満



「インボイス制度の概要」



令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されます。

これに先立ち、令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

インボイス制度導入後は「適格請求書発行事業者」は請求書等の記載要件が増えるとともに、適格請求書等の保存が必要となるなど、さまざまな義務が課されます。

導入前の準備としては、請求書の様式、各種システムの変更などの見直しも必要となってくるのが想定され、企業にとっては多岐にわたる検討課題があります。

Q1. インボイス制度の導入により、経営にはどのような影響がでるのでしょうか

A. (1) 売手側への影響

すでに課税事業者であっても、インボイスを発行するためには「適格請求書発行事業者」に登録する必要があります。登録を行わなければ、インボイスを発行することができず、商品やサービスを購入する事業者が仕入税額控除を受けられないこととなるため取引に影響を及ぼす可能性があります。

また、適格請求書発行事業者の登録をしないとしても、これまで通り消費税の申告・納税を行う必要があります。

(2) 買手（仕入）側への影響

インボイス制度導入後は、適格請求書発行事業者からの仕入れでないと仕入税額控除ができなくなります。

つまり、適格請求書発行事業者でない取引先（免税事業者、課税事業者であっても登録をしていない取引先）からの仕入を続けると、自社が負担する消費税額が増える事になります。

特に小規模な事業者からの仕入や外注に関して、取引先に適格請求書発行事業者登録の意向や登録状況を確認する必要があるでしょう。

(3) 免税事業者の場合

これまで、買い手（仕入）側は、免税事業者からの仕入であっても仕入税額控除を受けることが出来ました。しかし、インボイス制度導入後は、免税事業者からの仕入では仕入税額控除を受けることができないため、免税事業者からの仕入を控える動きが起こる可能性があります。免税事業者のままでは適格請求書発行事業者に登録できないため、課税事業者を選択した上で登録申請を行うかどうか、検討が必要です。

免税事業者が適格請求書発行事業者に登録するためには、まずは「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となる必要があります。

Q2. インボイス制度の導入によって、経理業務にはどのような影響があるのでしょうか。また注意点はありますか

A. (1) 請求書等の様式変更

現行の区分記載請求書の記載事項に加え、登録番号や税率ごとの消費税額等を記載しなければならないことからインボイスとなる請求書、領収書等のフォーマットを変更する必要があります。

(2) 会計ソフトへの入力

会計ソフトへの仕入入力の際「10%」「8%」の税率別の入力のほか「適格請求書発行事業者でない事業者からの仕入」を分けて入力する必要があります。

(3) 顧客への対応

インボイスの発行について、取引先から問合せを受けることが想定されますので、インボイス制度を理解し、問い合わせがあった際の対応方法を確認しておく必要があります。経理部門だけでなく営業担当、営業事務等もインボイス制度を衆知し、対応を共有していきましょう。

(4) 経費精算での留意点

令和5年10月1日のインボイス制度導入後は、免税事業者からの課税仕入に関して留意したルール策定が必要となります。例えば、下記の点に注意が必要です。

1. 個人タクシーの利用 2. 個人商店からの仕入 3. 個人が営業する店舗での飲食
4. 店舗、駐車場の賃借 5. フリーランスへの外注・・・

Q3. 免税事業者なのですが、適格請求書発行事業者に登録した方がいいのでしょうか

- A. 事業者向けに販売、サービスを提供している場合、取引先から除外されるケースも考えられますので、適格請求書発行事業者の登録を検討する必要があります。その場合には簡易課税制度についても検討するとよいでしょう。

Q4. インターネットバンキングの振込手数料等もインボイス保存が必要。

インターネットバンキングを利用して口座振込等している場合、その振込手数料等に係るインボイスの保存義務はありますか。

- A. ATM機器や両替機器（自動サービス機）については、その振込手数料が3万円未満であれば、利用者はインボイスの保存が必要ありません。

Q5. 銀行によりインボイスの交付方法が異なることも想定。

銀行窓口での振り込みであれば、その窓口で手数料に係るインボイスの交付を受けると思いますが、インターネットバンキングではどのようにインボイスが交付されますか。

- A. インターネットバンキングに限った話ではありませんが、どのようにインボイスを交付するかは、銀行によって、その対応が異なることを想定されます。

Q6. 「所定の手数料」の金額表記では記載要件満たさず。

事前に交わした契約書との組み合わせにより、複数の書類でインボイスの記載事項を満たす場合、具体的にはどのようなインボイス対応が考えられますか。

- A. インターネットバンキングの活用に係る契約書に、取引年月日以外の必要な記載事項が全て記載されていれば、実際に取引を行った事実を客観的に示す取引年月日の記載があれば書類との組み合わせにより、インボイスの記載事項を満たすことが考えられます。一方、必要な記載事項に不足がある場合には、銀行は利用者へ別途通知するなど対応が必要となります。

Q7. 契約書+専用画面の保存対応も。

銀行のウェブサイト上にインターネットバンキングの手数料等が記載されているだけでは、相互関連性の観点で契約書と併せてもインボイスとは認められないとのことですが(Q6)、相互関連性の問題をクリアするにはどういった対応が考えられますか。

- A. 例えば、インターネットバンキングの契約者専用ページにおいて、その個別の契約に紐づいた利用料や手数料等の情報が記載されているような場合には、当該契約書との相互関連性が明確と考えられます。

この場合、契約書に加えて、専用ページに記載の利用料等の情報をダウンロードしたもの又は画面のスクリーンショットを併せて保存（電子データのまま保存する場合、電子帳簿保存法に準じた方法で保存）しておくことになるようです。

Q8. 月に一度など、一定期間分の振込手数料等がまとめて引き落とされることがあります。インボイスには、「実際に取引（振込）を行った年月日」の記載が必要とされていますが、多数の取引（振込）がある場合は対応が困難ではないでしょうか。

- A. インボイスに記載される年月日は、課税期間の範囲内一定の期間まとめて記載することも可能です。例えば、銀行は「〇年〇月取引分」といった形で、毎月、インボイスを交付することが考えられます。利用者は銀行から毎月受け取るインボイスを保存することで、毎月の振込に係る手数料につき仕入税額控除を受けられます。

Q9. 銀行制定の振込依頼書を用いて振込を行う場合に、振込依頼書が複写になっています。

その1枚を、振込金受領と手数料領収の証憑として銀行から受領しています。

これは、インボイスとして認められますか。

- A. インボイスの要件を満たす記載があれば振込依頼書の複写についても、振込手数料のインボイスとして認められます。

なお、銀行はインボイスの写しを保存する必要がありますが、これを交付した書類そのものを複写したものに限らず、インボイスの記載事項が確認できる程度の記載がされているものも含まれます。銀行としては、振込依頼書にインボイスの要件を満たす記載があれば、これをインボイスの写しとする対応が認められます。

Q10. 毎月、事務所家賃を口座振替等により支払っています。口座引落の都度、請求書や領収書の交付は受けていません。が、賃貸借契約書に加え「実際に取引を行った事実を客観的に示す書類」を併せて保存することで、家賃に係る仕入税額控除を受けられるとされています。

こうした書類としては、通帳や振込金受取書が例示されていますが、電子通帳を利用している場合、どうすればよいですか。

- A. 家賃の仕入税額控除に係る「実際に取引を行った事実を客観的に示す書類」としては、通帳や振込金受取書のほかにも、インターネットバンキングを利用している場合はその振込等の画面をコピーしたものや、明細をCSVファイル等にダウンロードしたものも該当します。

こうした書類は7年間保存が必要ですが、電子通帳の振込等の履歴データの表示等が一定期間に限られていることも考えられ、適宜、振込等を証するデータの保存等をする対応に注意したいものです。

令和4年9月22日国税庁
2022年9月税務通信
2021年8月(株)TKC出版

役員会報告 — ダイジェスト版 —

6月度 定例役員会

- 1. 開催日時 令和4年6月14日(火) 午後5時30分より
- 1. 開催場所 役員会議室
- 1. 役員定数 理事8名、監事2名
- 1. 出席役員 理事5名、監事2名

議事の概要は次のとおり

第1号議案 第76回通常総会の費用精算について

事務局長から、第76回通常総会の費用精算について別紙明細書により報告説明があり、全員異議なく承認した。

第2号議案 第77回通常総会の日程変更について

事務局長から、次期通常総会の日程について会場予約の都合により、別記日程に変更したい旨提案、全員異議なく了承した。

第3号議案 車輛の買替えについて (事業部)

事務局長から、事業部使用の車輛1台 (16年使用) を買替えたく別紙見積書により提案、全員異議なく承認した。

第4号議案 組合職員の賞与等の支給について

事務局長から、組合職員の夏期賞与の支給について例年どおりとしたい旨提案、全員賛成にて可決。

報告議題

事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

- 1. 「浄化槽設備士」「浄化槽管理士」講習会及び浄化槽関連諸講習会実施のご案内
- 2. 公共建築工事標準仕様書 (令和4年版) 及び公共建築改修工事標準仕様書 (令和4年版) 講習会のご案内

3. 令和4年度給水装置工事主任技術者試験実施のご案内
4. 図書の斡旋について（主任技術者試験他）
5. 「機械設備工事・積算実務マニュアル（2022）」他斡旋のご案内
6. 2022年度産業廃棄物収集運搬課程の講習会（新規・更新）の開催案内

7月度 定例役員会

1. 開催日時 令和4年7月12日(火) 午後5時55分より
1. 開催場所 役員会議室
1. 役員定数 理事8名、監事2名
1. 出席役員 理事7名、監事2名

議事の概要は次のとおり

報告議題

事務局長より以下の項目について報告があり、全員異議なく了承した。

1. 組合職員の就業規則の改定について
2. ゼンリン地図斡旋のご案内
3. 管工事及び土木施工管理技術検定・受験準備用図書の斡旋について

訃報

和歌山市議会議員(当組合顧問)の宇治田清治先生が8月24日、逝去されました。永きに渡り和歌山市の発展のためご甚力され、又当組合顧問として何かと組合運営にお力を頂きました。

在りし日のお姿を偲び改めて感謝と、ご冥福をお祈り申し上げます。

青年部の動き

組合周辺地域清掃活動を実施

組合青年部主催による、「組合周辺地域清掃活動」を、去る10月1日(土)に実施しました。地域の方々に感謝の気持ちを込めて、そして地域社会貢献活動の一環として、組合周辺地域のゴミ拾い、雑草刈りなどをさせていただきました。当日は天候も良く、過ごしやすい気温の中、組合青年部を始め、組合員、従業員、事務局の方々合わせて総勢32名の参加による清掃活動となりました。午前7時50分に組合本部へ集合し、4班に分かれてそれぞれ決められた清掃場所へと向かい、順次清掃を開始して約1時間程で終了しました。土曜日の早朝にもかかわらず、ご協力ありがとうございました。

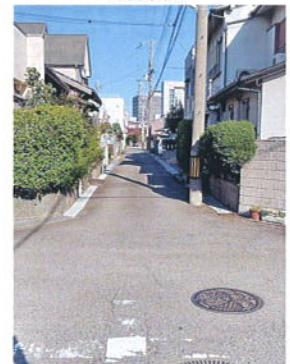


清掃前

清掃後

清掃前

清掃後





ノーベル賞ってどんな賞?

残念、今年のノーベル賞に日本人は選ばれませんでした。

スウェーデンの実業家、発明家、化学者だったアルフレッド・ノーベルは、採掘などに便利で人の役に立つものとしてダイナマイトを発明しましたが、戦争などで一度にたくさんの人を殺傷する兵器心を痛めていたそうです。このようなことから、ダイナマイトで得た莫大な財産を人類に大きく貢献した人に提供したいというノーベルの遺言で創設されたのがノーベル賞です。

彼の遺言ではノーベル賞の部門は、物理学、化学、医学・生理学、文学、平和の5部門でしたが、スウェーデン国立銀行の設立300周年記念として1969年に経済学の部門が追加され現在では6部門になっています。ただ、ノーベル財団はこの経済学賞をノーベル賞と認めていませんが、一般的にはノーベル賞の一部門として扱われています。

ノーベルの命日である12月10日にスウェーデンの首都ストックホルムで授賞式が行われ、メダル、賞状、賞金の小切手が贈られます。賞金は1部門1,000万スウェーデン・クローナで、日本円にして約1億円と言われていましたが、最近は円安で約1億3千万円になります。

受賞者は1つの部門について3人までで、

複数人が受賞する場合は、賞金は受賞者の貢献度によって分割されるそうです。(一人で受賞するほうが…)

経済学賞の賞金は、設立の経緯からノーベルの遺産からではなくスウェーデン国立銀行の基金から出ているそうです。

ちなみに日本では経済学賞以外のノーベル賞の賞金には所得税はかかりません。所得税法にノーベル基金からノーベル賞として交付される金品については非課税とすることが記されているので非課税となりますが、経済学賞はスウェーデン国立銀行からの賞金ですので、税金がかかるということになります。

受賞は原則として個人ですが、平和賞だけは団体の受賞が認められています。

また、平和賞の授賞式だけがノルウェーの首都オスロで行われます。その理由は諸説ありますが、当時スウェーデンとノルウェーは同君連合で(国として独立しているが君主が同じ人である国)ノルウェーのほうが平和賞の選考に中立を保てると考えられたことと思われます。

当時はノーベル賞の受賞者を選ぶのに政治の圧力や忖度そんたくがあったのでしょうか。



■組合だより 紀の水

●発行  和歌山市管工事業協同組合

理事長 小 向 俊 和

●編集 紀の水編集委員会

〒640-8251 和歌山市南中間町 12

TEL (073) 436-6801

FAX (073) 436-6804

URL <http://www.w-kankoji.com>

E-mail: wakayama@w-kankoji.com